

久喜市空き家対策総合実施計画（案）

1 計画の実施地区の区域

区 域：久喜市全域

面 積：82.41 平方キロメートル

市の概要：

関東平野のほぼ中央、埼玉県 of 東北部に位置し、都心まで 50 キロメートル圏にある。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡市及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接している。

2 基本的方針

（1）実施地区の概要

平成 30 年住宅・土地統計調査によると、住宅総数 66,570 戸のうち、空き家は 7,060 戸（空き家率 10.6%）となっており、そのうち一戸建の空き家は 3,360 戸となっている。また、令和 2 年度に実施した空家等実態調査では、市内の空き家件数は 1,563 件と把握している。

（2）実施地区の課題

少子高齢化に伴う人口の減少により空き家が増えると予想され、現状において市で把握する管理不全の空き家の件数は少なくはあるが、今後、増加することが懸念される。また、実態調査により、現状では利用や活用可能な空き家が多いことを把握したが、空き家の状態が長期化した場合、老朽化等により活用や流通が難しくなることが懸念される。

よって、早い段階で空き家を解消するために、所有者への情報提供等に取り組むとともに、空き家の活用や除却の促進を図る必要がある。

（3）実施地区の整備の方針

久喜市では、空家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条に基づく「久喜市空家等対策計画」（以下「対策計画」という。）を令和 4 年 3 月に策定し、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空家等や不良住宅、その活用が不適當又は難しい空家等（以下「条件不利空家等」という。）の除却を促進する。

また、利活用可能な空家等においては、地域コミュニティでの活用を検討する。

(4) 空き家総合実施計画の目標

計画期間：令和4年度から令和8年度まで(5年間)

目標：特定空家等や不良住宅、条件不利空家等の除却数 53棟
空家等の地域コミュニティ活用数 10棟

(5) 連携した協議会等の概要

名称：久喜市空家等対策協議会

主な構成員：市長、学識経験者(法務、不動産、建築士、福祉)、地域住民

3 空き家の活用と除却に関する事項

事業手法	施行者	事業対象	活用用途又は跡地の活用	棟数(棟)	事業実施予定時期
除却	所有者等	特定空家等	除却補助(跡地については所有者等の意向による)	40	R4.4~R9.3
		不良住宅			
	条件不利空家等	隣地と条件不利空家等の敷地の統合などに伴う除却補助	10	R4.4~R9.3	
	久喜市	特定空家等	跡地要件なし	3	R4.4~R9.3
活用	所有者等	空家等	地域コミュニティでの活用に伴う改修補助	10	R4.4~R9.3

4 他の空き家対策に関する事項

(1) 空き家対策促進事業

・空家等相談窓口

(概要) 空家等の相談に対し、庁内関係課や専門事業者と連携した総合相談窓口の設置

(施行者) 久喜市

(事業実施予定期間) 令和4年4月から令和9年3月

・久喜市空家等地域流通促進事業

(概要) ①専門事業者との流通促進の連携 ②市民等との情報提供の連携

(施行者) 久喜市及び公募により市が選定した事業者

(事業実施予定期間) 令和4年4月から令和9年3月

(2) 空き家対策総合支援事業の補助対象以外の空き家対策に関する取組

- ・ 老朽空家等除却後の土地に係る固定資産税減免制度
（概要）老朽空家等を除却し更地にした土地について、住宅用地特例が適用された場合と同様に固定資産税等を最大3年間減免。
（施行者）久喜市
（事業実施期間）R3. 5. 1～R9. 1. 1 の間に老朽空家等を除却した土地が対象
- ・ 市街化調整区域における老朽空家等除却後の土地に係る建築の制限緩和
（概要）市街化調整区域における老朽空家等を除却した土地に対し、新たな住宅の建築等の制限を最大3年間緩和。
（施行者）久喜市
（事業実施期間）R3. 5. 1～R9. 1. 1 の間に老朽空家等を除却した土地が対象

5 その他必要な事項

特になし。